

○児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			地方公共団体が設置する場合	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合又は	指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	人工内耳装用児支援加算(1日あたり)	指導員加配加算	
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下 (976単位)	× 965/1000					-277単位				+68単位	
		(2) 定員31人以上40人以下 (917単位)										+51単位	
		(3) 定員41人以上50人以下 (858単位)										+41単位	
		(4) 定員51人以上60人以下 (800単位)										+34単位	
		(5) 定員61人以上70人以下 (779単位)										+29単位	
		(6) 定員71人以上80人以下 (759単位)										+25単位	
		(7) 定員81人以上 (737単位)										+22単位	
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下 (1220単位)										+102単位	+603単位
		(2) 定員21人以上30人以下 (1073単位)										+68単位	+531単位
		(3) 定員31人以上40人以下 (987単位)										+51単位	+488単位
	ハ 重症心身障害児の場合	(4) 定員41人以上 (900単位)										+41単位	+445単位
		(1) 定員15人以下 (1152単位)										+102単位	
(2) 定員16人以上20人以下 (874単位)													
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(3) 定員21人以上 (798単位)	+68単位										
		(1) 定員10人以下 (620単位)	+12単位										イ 児童指導員等の場合 +195単位
		(2) 定員11人以上20人以下 (453単位)	+8単位										ロ 指導員の場 合 +183単位
	ホ 重症心身障害児の場合	(3) 定員21人以上 (364単位)	+6単位										イ 児童指導員等の場合 +130単位
		(1) 定員5人 (1608単位)											ロ 指導員の場 合 +122単位
		(2) 定員6人 (1347単位)											イ 児童指導員等の場合 +78単位
		(3) 定員7人 (1160単位)											ロ 指導員の場 合 +73単位
		(4) 定員8人 (1020単位)											
		(5) 定員9人 (911単位)											
		(6) 定員10人 (824単位)											
	(7) 定員11人以上 (699単位)												
	家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)											
ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)													
事業所内相談支援加算(月1回を限度)			(1回につき 35単位を加算)										
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)												
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)												
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算)												
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 40単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 150単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)										
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 37単位を加算)											
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)											
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)											
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)											
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)											
		(6)定員81人以上 (1日につき 16単位を加算)											
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 20単位を加算)											
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)											
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)											
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)											
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)											
		(6)定員81人以上 (1日につき 9単位を加算)											
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき 94単位を加算)										
特別支援加算			(1日につき 25単位を加算)										
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)												
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)												
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算)												
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)												
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき 54単位を加算)												
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき 37単位を加算)												

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身障害児を除く) の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×56/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×31/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十の90/100)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 十所定単位×10/1000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注						
		有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	指導員加算(1日につき)
イ① 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(一)定員10人以下 (473単位)	+9単位	×70/100	×70/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位
	(二)定員11人以上20人以下 (355単位)	+6単位					+102単位	イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の場合 +122単位
	(三)定員21人以上 (276単位)	+4単位					+68単位	イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の場合 +73単位
イ② 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(一)定員10人以下 (611単位)	+12単位	×70/100	×70/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位
	(二)定員11人以上20人以下 (447単位)	+8単位					+102単位	イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の場合 +122単位
	(三)定員21人以上 (359単位)	+6単位					+68単位	イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の場合 +73単位
ロ① 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人 (1329単位)	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+410単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位
	(二)定員6人 (1112単位)						+342単位	
	(三)定員7人 (958単位)						+293単位	
	(四)定員8人 (842単位)						+256単位	
	(五)定員9人 (751単位)						+228単位	
	(六)定員10人 (679単位)						+205単位	
	(七)定員11人以上 (577単位)						+102単位	
ロ② 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人 (1608単位)	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+410単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位
	(二)定員6人 (1347単位)						+342単位	
	(三)定員7人 (1160単位)						+293単位	
	(四)定員8人 (1020単位)						+256単位	
	(五)定員9人 (911単位)						+228単位	
	(六)定員10人 (824単位)						+205単位	
	(七)定員11人以上 (699単位)						+102単位	

家庭連携加算	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
(月2回を限度)	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度) (1回につき 35単位を加算)

訪問支援特別加算	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
(月2回を限度)	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき 94単位を加算)

特別支援加算		
(1日につき 25単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(片道につき 54単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき 37単位を加算)

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×59/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×33/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定の90/100)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×11/100)
-----------------	---------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可